

仕様書

「ジュニア京都文化観光大使20周年記念事業」に対する傷害保険及び損害賠償責任保険

1. 保険種別

傷害保険 及び 損害賠償責任保険

2. 補償内容

(1) 傷害保険

被保険者が活動中に被った怪我に対し、以下の保険金を支払うこと。

入院日額 6,000 円以上

通院日額 3,800 円以上

死亡・後遺障害 1,500,000 円以上

※往復途上、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を補償する特約を付すること。

※「5.事業内容」に記載する(1)京都市立中京中学校(京都市中京区西ノ京北聖町51)での事業終了後、(2)世界遺産・元離宮二条城(京都市中京区二条通堀川西入二条城町541)へ移動するため、当該移動中も補償の対象に含めること。

(2) 損害賠償責任保険

被保険者が活動中の事故により他人の生命・身体を害したり、他人の財物を損壊させた場合に生じる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して以下の保険金を支払うこと。

対人・対物支払限度額(1 事故あたり) 300,000,000 円以上 (免責金額0)

※往復途上、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を補償する特約を付すること。

※「5.事業内容」に記載する(1)京都市立中京中学校(京都市中京区西ノ京北聖町51)での事業終了後、(2)世界遺産・元離宮二条城(京都市中京区二条通堀川西入二条城町541)へ移動するため、当該移動中も補償の対象に含めること。

※活動中に発生した事故・活動に伴って提供した財物に起因する事故、活動の結果に起因する事故、活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊・紛失・盗取を補償すること。

3. 保険期間

令和8年11月21日(土)

4. 被保険者

事業参加者 62名

5. 事業内容

令和8年11月21日(土)に、京都市立中京中学校及び世界遺産・元離宮二条城において、講演、ワークショップ及びフィールドワークを実施する。

(1)京都市立中京中学校 (京都府京都市中京区西ノ京北聖町 51)

時間:12時30分～15時30分

内容:講演及びワークショップ、(2)の会場への移動

(2)世界遺産・元離宮二条城(京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541)

時間:15時30分～17 時

内容:解説を受けながら城内を見学するフィールドワーク

6. 保険料支払い

保険料は確定保険料とし、保険期間の始期までに一括して支払うものとする。

なお、保険期間終了後の保険料の精算は行わない。

7. そ の 他

本仕様書に定めのない事項については、本仕様書の規定に反しない限り、適用すべき各保険約款又は同等内容の約款の規定を準用する。

担当:京都市教育委員会生涯学習部学校地域協働推進担当

担当者:徳田 晴

TEL:075-251-0456

FAX:075-251-0449

Mail:an914-tokuda@edu.city.kyoto.jp